

北海道労働委員会月報

2023年 8月号 No.715



左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主 な 内 容

- 随 想
「自分の苗字（名字）のルーツはどこ？」
労働者委員 片 桐 秀 人
- 個 別 事 件
- ワークルール等出前講座（PR）

随想

「自分の苗字（名字）のルーツはどこ？」

北海道労働委員会

労働者委員 片桐 秀人

北海道民の多くの方は、先祖の移住により、または親・自身の転勤だったり、北海道に憧れて道民になったりと、道外から移られた方が大半かと思います。

私の祖父は新潟、祖母は秋田から、母型の先祖は四国からの移住と聞かされていました。では、その前は何処なのか以前興味があり、「片桐」という苗字（名字）の由来や出身などについて調べたことがありました。先日苗字（名字）について、会話した際にそのことを思い出し、その時の記憶が正しいか改めて調べてみることにしました。そのことについてまとめてみましたので、お付き合いください。

その前に苗字とは、「姓」や「名字」と名前という意味で用いられていますが、古代（平安時代以前）では氏姓制度がしかれ、「氏（うじ）」と「姓（かばね）」と区別されていました。「氏（うじ）」は血縁集団の呼び名のことで、「姓（かばね）」は天皇が与えた称号のことで、「名字」とは異なるものだったようです。平安時代終盤に公家は家名・住居地の名、武士は領地の名を苗字（名字）として使用されることも、また「氏」は大きな集団であったことから「家」として区別する名称として「苗字」が定着したとも言われています。

近代では、戸籍制度より明治8年2月13日に政府が名字の必称を命じ、全ての国民が名字を名乗ることになりました。

苗字を調べる中で、面白いと思ったものがありましたので、紹介いたします。織田信長の本名は、平朝臣織田上総介三郎信長（たいらのあそんおだかずきのすけさぶろうのぶなが）で、「平（たいら）」が本姓で、「朝臣（あそん）」が姓（かばね）と氏族の序列を表

す称号で、「織田（おだ）」が苗字、「上総介三郎（かずきのすけさぶろう）」が通称で官職の名前となり、「信長（のぶなが）」が諱（いみな）で名となります。書物やテレビ等では、現代の名字と名の構成を用い織田信長と表記されていますが、武将の本名には、本姓、姓（かばね）と苗字などが組み合わられていたようです。なお、信長の本性が「平」となっていますが、本当に平家一族なのか、自ら名乗ったのかは幾つかの所説があるようです。

少し前ぶりが長くなりましたが、「片桐」という名字は、平安時代後期の武将で源為基（みなもとのためもと）（清和天皇の末裔）が信濃国上伊那郡（現在の長野県辰野町、箕輪町、飯島町、中川村、他に相当）一帯を領した際に、片切を名乗り、片切氏の一族の始まりと言われています。なお源為基の子である為行（ためゆき）が「片桐」と改めたとの記録がありました。その後、信濃の片切一族は、幾度かの乱戦により動向は不明ですが、信濃から多方面へ移住した一族の記録があります。その中には、美濃に移住のちに近江に移った一族の末裔に片桐且元（豊臣秀吉の直参家臣で賤ヶ岳の七本槍の一人）がいます。

「片桐」という名字は全国で約42,400人で、都道府県別では東京都が5,600人程度、長野県が4,200人程度、新潟県が3,700人程度となっており、人口が多い東京を除けば、長野県が最も多いこととなります。

現在の長野県上伊那郡中川村に「片桐」、下伊那郡松川町には「上片桐」という地名もあり、JRには「上片桐駅」があり、中川村では、片桐氏発祥の地として、記念碑建立プロジェクトも起きていました。

次に多い新潟県見附市に「片桐町」という地名があり、かつては片桐集落とも言われ、「片桐館（かたぎりやかた）」があったとの記録があります。「見附市史」には、『正平七年（1952年）八月、方切七郎光義（片桐常義）が武家方の将として蔵王堂・大面で戦った。』との記載があり、「方切（かたぎり）」が「片桐」になったとも考えられます。

家紋で見ますと、長野県上伊那郡中川村に在住の子孫と言われている方の家紋は、「片桐鷹の羽」「丸に片桐鷹の羽」「丸に違い鷹の羽」「丸に並び鷹の羽」「丸に違い矢」「丸に並び矢」と鷹や矢がある家紋が多いようで、「片桐且元」の家紋も「片桐鷹の羽」であることから信濃から移住した一族の子孫である裏付けにもなります。

一方新潟県「方切」、または見附市の方々の家

紋については、調べることが出来ませんでした。

私の家紋は「丸に三つ柏紋」で、この家紋を調べますと、伊勢や熱田の神宮などに関わりが深く、歴史上の人物では、島左近や山内一豊がおり、戦国武将も使用した柏紋の一種とされているようです。

祖父の出身地が新潟であることから、私の祖先は「方切」なのか、または信濃「片切」一族が移住のすえ新潟で構えたのか、今回調べた範囲では不確実であり、正直良くわかりませんが、自分と同じ名字の地名や歴史上の人物がおり、関係が別としましても、ちょっと嬉しいようにも感じました。また機会と時間があれば、更に調べてみようとも思っています。

個 別 事 件

令和5年7月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

1 あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
1～6月	85
7月	10
計	95

2 あっせん申請及び終結状況

	前月 繰越	新規 件数	取扱 件数	終結 件数	終 結 区 分					翌月 繰越
					解 決	打 切 り (＊)		取 下 げ	不 開 始	
						あ っ せ ん	不 応 諾			
1～6月	0	7	7	4	1	0	1	2	0	3
7月	3	0	3	1	0	1	0	0	0	2
計	—	7	7	5	1	1	1	2	0	—

*「1～6月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。

*「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。

*「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

3 あっせん事項内容別件数

あ っ せ ん 事 項 内 容	1～6月	7月	計
経営又は人事	6		6
解雇	(3)		(3)
①整理解雇			
②普通解雇	1		1
③退職強要	1		1
④契約更新拒否、雇止め	1		1
配置転換、出向・転籍	(2)		(2)
復職	(1)		(1)
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職			
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等	1		1
賃金未払			
退職一時金			
解雇手当			
休業手当			
諸手当			
その他賃金			
年金(企業年金・厚生年金等)			
労働条件等	1		1
労働契約	(1)		(1)
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	2		2
セクハラ	(1)		(1)
パワハラ・嫌がらせ	(1)		(1)
その他	4		4
合 計	14		14

(注) 本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。

() はあっせん事項内容の内数。また、[] は () の内数である。

北海道労働委員会

ワークルール等 出前講座



講師を無料で派遣します！

出前講座の概要

対 象	教育機関（大学・短大、専修学校、高校）が行う授業等や会社、労働組合、労働者・使用者等の団体が開催する会合（会議・研修会等）で、概ね20人以上で実施するもの
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・就職前に知っておきたいワークルール等について ・パワハラ、解雇、賃金カットなどの解決事例について ・労働委員会が行う紛争解決制度について ※実施にあたっては、可能な限りご要望に応じますので、ご相談ください。
講 師	北海道労働委員会委員 ※ 知識・経験豊富な講師を派遣します。
実施時期	令和5年10月下旬から令和5年12月15日（金）までの平日（土日祝祭日除く） ※上記以外の実施時期をご希望の場合はご相談ください。
場 所	北海道内全域
時 間	座学方式で1時間程度
経 費	講師報酬・旅費は無料です。 それ以外の経費（資料作成費、会場費等）はご負担ください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクタ、スクリーン、パソコン等のご用意をお願いします。 ・講座修了後、申立・申請の事前相談に応じることもできます。 ・ウェブ会議システムの利用によるオンラインでの実施も可能です。 ご希望の場合は、下記にお問い合わせをお願いします。

お申し込み方法

裏面の申込書をご記入の上、
次のあて先へメールまたはFAXで送信してください。
MAIL : douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp
FAX : 011-232-1057
令和5年度 第2次締め切り：令和5年8月31日（木）

お問い合わせ先

北海道労働委員会事務局
総務審査課総括グループ
TEL : 011-204-5662



北海道労働委員会

検索

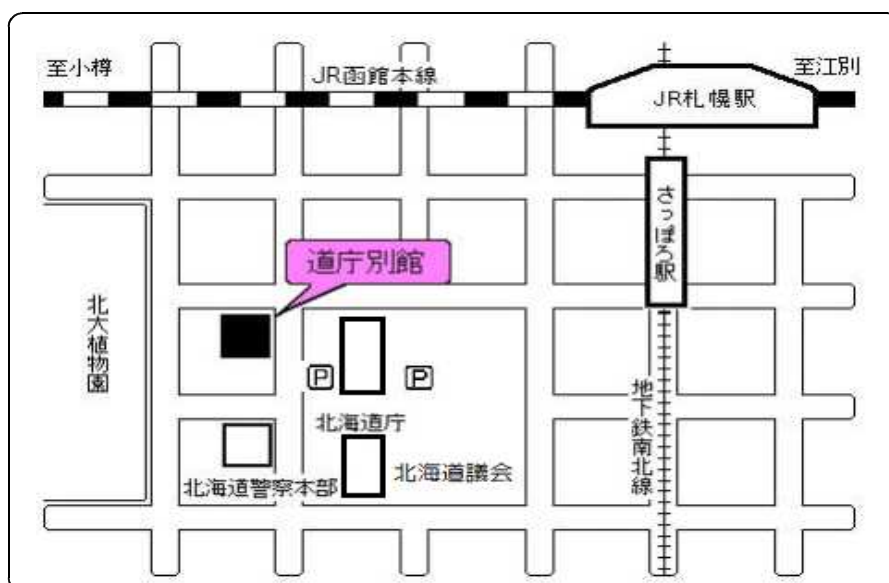
QRコードからも申込書のダウンロードができます！
申込多数の場合、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください



労使のトラブル 無料で解決

～Trouble between labor and management? We'll solve it for free!～

北海道労働委員会 案内図



- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）
- 電話 総務審査課 総括グループ **011-204-5662**
審査グループ **011-204-5664**
調整課 調整グループ **011-204-5666**
個別対策グループ **011-204-5667**

○最寄駅

- ・JR札幌駅 西コンコース南口から徒歩約9分
- ・地下鉄南北線さっぽろ駅 8番出口から徒歩約8分

○駐車場

収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

2023年8月号 No. 715

発行 令和5年（2023年）8月18日
編集・発行 北海道労働委員会事務局総務審査課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話 011-204-5662（総括グループ）
FAX 011-232-1057
URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>
E-mail douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp